デイサービスセンター羊蹄ハイツ 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービス・介護予防通 所介護相当サービス【以下通所介護という】について、契約を締結する前に知っておいていた だきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質 問をしてください。

1 通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 倶知安福祉会		
代表者氏名	理事長 追立 正夫		
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	北海道虻田郡俱知安町字峠下 113 番地 2 電話番号 0136-22-3131		
法人設立年月日 昭和 56 年 9 月 11 日			

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター羊蹄ハイツ		
介護保険指定事業所番号	0192200087		
事業所所在地	北海道虻田郡俱知安町字峠下 113 番地 2		
連 絡 先 相談担当者名	電話番号: 0136-22-3131 FAX 番号: 0136-22-0091 管理者 追立 司		
事業所の通常の 事業の実施地域	倶知安町内		
利 用 定 員	10 名		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	老人福祉法並びに介護保険法の定めるところにより、概ね65歳以上の方で常時介護を必要とする高齢者が在宅で介護をうけることが困難で利用者本人若しくは利用者家族等が施設と通所介護又は第1号通所事業サービス利用契約を締結した場合に通所介護又は第1号通所事業サービスを活用し、健康で明るく生きがいのある生活をおくっていただくことを目的といたしております。
運営の方針	要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることが出来るよう支援を行います。

事業所窓口の営業日及び営業時間

崖	営業 日 月曜日から金曜日 (ただし祝日・12月31日~1月3日を除く)		月曜日から金曜日 (ただし祝日・12月31日~1月3日を除く)
逹	営 業 時 間 午前8時~午後1時とする		午前8時~午後1時とする

(3) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日	
サービス提供時間	午前8時50分~午後12時00分	

(4) 事業所の職員体制

管理者 追立 司	
----------	--

職	職務内容	人員数
	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。	
	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	
管理者	3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具	1名
	体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。	
	4 利用者へ通所介護計画を交付します。	
	5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。	
	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営	
生活相談員	むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ等の介護 に関する相談及び援助などを行います。	 1名以上
1 70 1000 90	2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービ	
	スの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	
	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等	
看護師・	の把握を行います。	
准看護師	2 利用者の静養のための必要な措置を行います。	1名以上
(看護職員)	3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指 示を受けて、必要な看護を行います。	
人 = # 1 1 1 1	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護	4 <i>P</i> N L
介護職員 	を行います。	1名以上
機能訓練	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅	1名以上
指導員	において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう、機能訓練を行います。	看護師兼務

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス	ス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	入浴の提供及び 介助 排せつ介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
日常生活 上の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーショ ンを通じた訓練 器具等を使用し	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ
	森具寺を使用し た訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ き、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他 創作活動など 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作 提供します。		利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について別紙のとおり

(4) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基 づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。			
② おむつ代	別紙のとおり			
③ 引き落とし 手数料	一度の清算につき 99 円			
④ 暖房費	10月~4月間1日50円(税込み)運営規程の定めに基づくもの			

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月までに利用者あてにお届け(手帳入れに同封)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の支払い方法等	 ア請求月の4日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、 利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介 護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願い します
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 追立 司

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が

及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- 8 秘密の保持と個人情報の保護について

	1	事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人
		情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医
		療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた
		めのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもの
		とします。
	2	事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)
① 利用者及びその家族に関する秘密		は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族
の保持について		の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	3	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終
	_	了した後においても継続します。
	4	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族
		の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で
		なくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、
		従業者との雇用契約の内容とします。
	1	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サー
		ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ
		ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書
		で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家
		族の個人情報を用いません。
	(2)	事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれ
		る記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)につ
② 個人情報の保護について		いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の
		際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	(3)	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて
		その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、
		追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行し、利用日的の達式に必要な策関中で記まます。
		い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものと
		します。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者
		の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 JA 北海道厚生連 倶知安厚生病院 所 在 地 倶知安町北 4 条東 1 丁目 電話番号 0136-22-1141 受付時間 8:00~11:00、13:00~15:00 診 療 科 総合診療科・必要に応じ他科受診
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 倶知安町 介護保険担当課	所 在 地 倶知安町北3条東4丁目 電話番号 0136-23-0050 受付時間 8:45~17:15(土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償	保険会社名	損保保険ジャパン株式会社
	保険名	しせつの損害補償
	補償の概要	施設業務の補償
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保険名	自動車保険 一般用
	補償の概要	相手への賠償、ケガの補償、車両の補償

11 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを 行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(併設特別養護老人ホーム 羊蹄ハイツ 施設長 追立 司)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 6月・ 10月)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が 所在する圏域の地域包括支援センターの職員、通所介護について知見を有する者等により構 成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむ ね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための 窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - i 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

ii 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、 苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

iii 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- □ 第三者委員による苦情内容の確認
- □ 第三者委員による解決案の調整・助言
- □ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- iv 第三者機関の紹介

本事業者で解決できない苦情は、下記の公的団体の窓口に申し立てることができます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 デイサービスセンター羊蹄ハイツ	所 在 地 倶知安町字峠下 113番地 2 電話番号 0136-22-3131 ファックス番号 0136-22-0091 受付時間 9:00~17:00 (土日は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 倶知安町 介護保険担当課	所 在 地 倶知安町北3条東4丁目 電話番号 0136-23-0050 受付時間 8:45~17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所 在 地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号 011-231-5161 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 北海道社会福祉協議会	所 在 地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 電話番号 011-241-3977 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

19 ハラスメントについて

事業者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

また職員に対するハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に 悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介 護 サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

20 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っていま す。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	-
【第三者評価機関名】	_
【評価結果の開示状況】	-

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	21.11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		
	所 在 地	北海道虻田郡俱知安町字峠下 113 番地 2	
事	法 人 名	社会福祉法人 倶知安福祉会	
業	代 表 者 名	理事長 追立 正夫 即	
者	事 業 所 名	デイサービスセンター羊蹄ハイツ	
	説明者氏名		

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けま した。

和田本	住	所	*
利用者	氏	名	

代理人	住	所	☆
	氏	名	

上記署名は

(続柄)が代行しました。